とらい&GROW

2018 年
10 月号

No.367
2018/10/25 発行

十月　辻堂土打公園

その業務をカットできないか？

働き方改革の議論が盛んだ。

生産性向上がそのベースになければ、働き方改革も中途半端になってしまうだろう。では生産性もアップさせ働き方を変えるにはどうしたら良いのだろう。

まず、手作業を IT 化するのは必須だろう。今の業務をそのまま IT 化あるいはロボット化するのでは、改革とはいえない。

まず取り組まねばならぬことは、業務見直し、もっと言えば業務の切り捨てが出来るか否かであろう。

業務 IT 化はこれも出来るあれも出来る、こりゃ便利だとなる。突き詰めると今までより仕事量が増えてしまった、人も減らない…。生産は上がっていないのに…となるケースが多い。

業務の切り捨て、工程の見直し、スペースの縮小、営業時間の見直し、営業部の営業行動、不採算得意先…。見直す点はたくさん出てくるはずだ。

サービスそのものも再考したい。

さてこのたくさんの案を絞り込めるか、シンプル化できるかがキーとなる。

反対論も出る、不都合も出てくる、あれがないと仕事にならないとの声もあがる…。

数多のなかで支障もないものはなかろう。今まで必要だからやってきたのだから。

だが、そこからが正念場だ。肥大化した組織は必ずよどむ。長くなると無駄が出る。

平成時代を終わり、新しい時代は経済の成長ではなく、中味の充実と仕事からの生きがいであろう。

たとえば売り上げ生産が 20%縮小するとしたら業務量もつれて見直されて当たり前の理なのだが。

役員さんへの賞与支給（事前確定届出給与）

役員さんには賞与（ボーナス）を出せない？

「法人は、社長や取締役など役員の方には賞与（ボーナス）を出せないよね？」という質問を頂くことがあります。みなさまも似たようなお話を耳にされたことがあるかもしれません。

もちろんそんなことはありません。役員さんにも賞与は出せます。

ただし、役員さんへの賞与を経費（損金）にするためにはルールがあります。そのルールを知らずに従業員さんと同じように賞与を支給してしまうと、決算の際、経費と認めてもらえないケースがあります。

今回は役員さんへの賞与の支給について、なぜルールが必要なのか、どのように注意すれば経費に計上できるのかをご紹介致します。

役員賞与には注意が必要

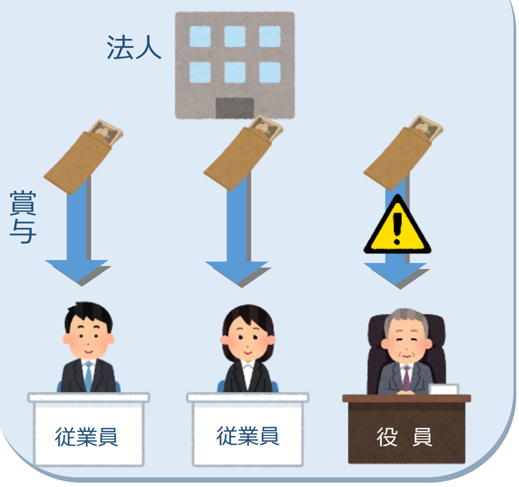

役員さんへの賞与には事前に届出が必要

役員さんへ賞与を支給する際は、事前に「事前確定届出給与に関する届出書」という届出を税務署に提出する必要があります。

届出書には、役員さん毎にⒶ賞与の金額Ⓑ賞与の支給日を記載します。これらの金額や日付は一般的に、前事業年度の決算後に行われる株主総会で決定されます。

届出の期限は「Ⓐ、Ⓑが決められた日の１か月後」もしくは「新しい年度に入って４か月以内」のどちらか早い日付までとなります。

例えば３月決算の法人の場合、５月末ごろに株主総会で賞与の額を決めておき、６月末ごろまでに届出を行うケースが多いです。

支給までの流れ(例)

３月　決算
↓
５月　株主総会
↓　賞与額、支給日を決定
６月　届出書提出
↓　例)3/31 付で 1,000,000 円
翌３月　賞与支給
3/31 付で 1,000,000 円　支給
決算（→繰り返し）

なぜ？→自由に賞与が出せると利益操作ができてしまう

なぜ役員さんへの賞与には事前に届出が必要なのでしょうか。

その最大の理由は、「自由に賞与を出せると、自由に利益を操作できてしまうから」です。

例えば決算間近でおおよその利益がわかっている場合、節税を目的にその利益を社長の賞与として支給することで会社の利益を圧縮し、最終的に利益が出ていない状態のまま決算をすることができてしまいます。

このような事態を避けるために「事前確定届出給与」として予め賞与の額と届け出るようルール決めがされているのです。

ちなみに、このような利益操作を避けるため、役員報酬（役員さんへの毎月のお給料等）についても原則、事業年度の途中で増額することはできません。これを定期同額給与と言います。

定期同額給与も、賞与と同様に株主総会で決定し、増減させることができます。株主総会にて役員の年俸を決定し、年俸額を12等分して支給するイメージです。

届出の注意点は？

賞与の金額・支給日は１円でも、１日でもずれてしまうと原則ＮＧ（否認）です。

（支給日は必ずしも届出の日付と同日でなくても、問題にならない場合もあります。）

・例）3/31 付で 1,000,000 円の賞与を届け出た場合

→実際の支給日が 4/1 付だと NG、

→実際の支給額が 999,999 でも NG です。

ちなみに、届け出た賞与の全額を一切支給しなかった場合には特に問題はありません。

届け出た内容に対して、100%同じ内容で支給するか、0%まったく支給しないかを判断することができます。

【届出】
・支給日
3/31
・支給額
1,000,000円

①3/31に1,000,000円支給した場合　→OK
②4/1に1,000,000円支給した場合　→NG
③3/31に999,999円支給した場合　→NG
④支給しなかった場合　→OK（問題なし）

なお、支給日は複数回指定することもできます。ただし費用として認められるには、支給する際にはすべての回で支給が必要です。1回目は支給して2回目を支給しないといったことはできません。

・例）9/30付、3/31付の計2回、各1,000,000円の賞与を届け出た場合

→9/30に1,000,000円支給し、3/31には支給しなかった場合NG

複数回の支給を届け出た場合も、届出内容に対して100%同じ内容で支給するかどうかを判断します。

【届出】
・支給日
9/30と3/31の計2回
・支給額
各1,000,000円
計2,000,000円

①9/30に1,000,000円支給、3/31に1,000,000円支給した場合　→OK
②9/30に1,000,000円支給、3/31に支給しなかった場合　→NG
③9/30に支給せず、3/31に2,000,000円支給した場合　→NG
④支給しなかった場合　→OK（問題なし）

一般的には「期末の利益状況を基に支給するしないを判断する」という想定で届出をしておくことが多いので、支給日は期末頃に1回で設定するケースが大半です。

また、支給日を届出時点で指定する必要があることから、支給によって資金繰りに影響が出ない範囲で、かつ期末の利益を圧縮しすぎないような支給額になるよう、考慮することが大切です。

特に支給額は判断が難しいところですが、届出をしておけば役員さんへの賞与も経費計上ができるようになる制度です。ご興味のある方は是非ご検討下さい。　（法人税研究室：宇久田秀雄、瀬戸、松下）

さわやか土曜塾のご案内　人生・家庭・職場の羅針盤

今月の格言「持久微善（じきゅうびぜん）を積んで撓（たゆ）まず」

この格言は、小さな善行を積み重ねていくことの大切さを説いたものです。

日常生活で人に親切にすることがありますが、一時的なものになりがちです。これを持続して行うことによって品性を向上させることができます。これは過去の偉大な発明や発見を見ても明らかで、日々の絶え間ない努力の結果であることがわかります。

逆に、世間を騒がせる大きな事件や犯罪も、最初は出来心で行った悪い行いの積み重ねが表面化したものであることが多いです。

さわやか土曜塾は、宇久田会計事務所主催の公開セミナーです。どなたでもご参加いただけます。

皆様のご参加をお待ちしております。

＊＊ 2018年11月のさわやか土曜塾 ＊＊

日時　：2018年11月10日(土) 10:00～11:30

場所　：　辻堂市民図書館　2階多目的室　（藤沢市辻堂2-15-8）

会費　：　500円　　詳細は、志村(智江)・野村まで

とらい＆グロウ

毎週火曜は朝塾の日！

火曜日の朝始業前に、事務所員が持ち回りでプレゼンを行なっています。

防災クイズ！

9月25日(火)朝塾より　担当：宇久田　志保

今年は（も？）、地震、台風、豪雨などの自然災害が非常に多い年ですが、いざ身近で災害が起こった場合、備えは万全でしょうか？防災に関する正しい知識について確認してみてください。

Q1　テレビで「緊急地震速報」が！！家にいると危険なのでゆれの発生と同時に外に出ました。○でしょうか？×でしょうか？

A1　×　震度6―7クラスでは、全く何もできません。下手に動いてケガをしないように、机の下などに身を隠して、揺れの収まるまで待ちましょう。

Q2　NTTの災害用伝言ダイヤルの番号は171である。○でしょうか？×でしょうか？

A2　○　災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

Q3　大人1人に必要な飲料水は1日3リットルです。○でしょうか？×でしょうか？

A3　○

Q4　避難グッズを入れた「非常用持出し袋」は、急いで食料を入れられるように台所においておく。○でしょうか？×でしょうか？

A4　×　すぐに取り出せるように玄関とか家の出入り口に近い場所に置いておく。また車のトランクや外の物置など様々な場所に置けば自宅が被害を受けて取り出せなくても安心です。

Q5　エレベーターに乗っている時、大地震が起きました。外に出るために1階を押しました。○でしょうか？×でしょうか？

A5　×　すべての階のボタンを押して、最初に止まった階でエレベーターから降りましょう。

（出典：NPO防災白熱アカデミィ）

***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***

仕事は「苦役」？　労働観を英米式に変えたい？

キリスト教式労働観は「苦役」からなっている。イエスは人間の罰として労働を課し、7日に1日の安息日を与えた。

ニッポンは勤労は尊いものとして、昔から町民農民に根付いている。

しかしここへきて労働を罪悪視している感が拭えない。

いろいろ課題問題は確かにある。が「仕事を好きになる」から始まって仕事を通して自分自身が成長し世のために尽くすのも、大いなる財産にちがいない。「働き方」もっともっと話し合うことが必要だ。

***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***　***

発行・編集　宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042　藤沢市辻堂新町1-1-2　クロスポイント湘南6F

TEL　0466（36）0627　　　FAX　0466（33）4892

URL：http://www.ukuta.net/

****　編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております　****

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

（e-mail　：　seto@ukuta.net　又は上記FAXでお願いいたします。）